

「博士学位授与手続き等に関する内規」(社会学研究科)

1. 目 的

- (1) 立命館大学学位規程(以下「学位規程」という。)および文・社系における学位授与に関する申し合わせ(1990年3月決定、以下「申し合わせ」という。)にもとづく社会学研究科(以下「研究科」という。)における博士学位の授与に関する審査等の手続きは、この内規の定めるところによる。
- (2) この内規は、学位規程第18条第1項に定める博士学位(以下「課程博士」という。)の審査等および同条の第2項に定める博士学位(以下「論文博士」という。)の審査等に適用するものである。

2. 課程博士学位授与の要件

- (1) 課程博士の学位授与要件は、別途「申し合わせ」(「文・社系研究科における課程博士の学位授与申請要件に関する申し合わせ」「課程博士の学位授与に関する申し合わせ」)を適用する。
即ち「専攻分野について研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有するものとする」。
- (2) 課程博士の審査請求の対象となる博士学位請求論文については、次の要件を全て満たすものとする。
 - ① 主題に関する論文が3点以上(掲載決定済も含む)あること。ただし、1点は『立命館産業社会論集』以外の査読付き論文を含めることとする。「主題に関する論文」は、原則として博士学位申請者の単著であるものとする。ただし論文が共著の場合は、次の要件を満たすものとする。
 - ・共著者全員が博士学位申請者の当該論文における執筆責任箇所を認め、博士論文の一部として当該論文を使用することを承諾する旨の「共著者承諾書」(所定書式)を提出すること。
 - ② 主題に関する論文については、研究の一貫性を重視し、研究計画書とそれに応じた指導にもとづく研究成果が認められること。
 - ③ ここでいう「論文」とはその関連分野の専門にかかわる業績であり、独創性のあることを要件とし、原則として以下のいずれかに該当するものとする。業績の適切性に関する最終的な判断は予備審査委員会で行うものとする。
 - ・学会誌・協会誌などの学術的定期刊行物に論文として掲載されているもの
 - ・専門的な内容の編著書に章などとして含まれているもの(教科書として用いられている著作でも、独創性を有し、体系書または体系書の一部の内容を有する場合は「論文」として認める。学生・一般向けの小解説文、新聞掲載論説は「論文」の中に含まない)
 - ④ 字数は、原則として和文120,000字程度を目安に、各専門領域に応じて博士学位請求論文としての質が十分に担保される程度の字数であることとする。字数のなかには本文内の図表、脚注および参考文献は含むが調査票等の添付資料は含まない。
 - ⑤ 学位論文中に使用する文章および図・表・写真等の使用に関しては、著作権を侵害しないよう、適切な引用標記がなされていること。
- (3) 課程博士学位申請予定者は、学位請求に先立つ1年程前までに、研究の目的、研究の進捗状況、論文の基本構想、論文完成の見通し等を記した「博士学位論文執筆計画書」を研究科に提出しなければならない。なお、「博士論文執筆計画書」を提出した大学院生は、その時期に近接して求められる「研究計画書」の提出を免除される。
- (4) 課程博士学位申請予定者は、論文提出の6ヶ月前までに、研究科が定める博士論文構想発表会においてその構想を発表しなければならない。

3. 予備審査

【目的】

- (1) 予備審査は本審査に合格する見通しがあるか見極め、論文完成に向けて適切な準備ができるよう確認することを目的とする。

【対象者・対象論文・手続き】

- (1) 課程博士の学位請求申請にあたって、学位申請予定者は、大学院・研究担当副学部長あてに提出予定論文を提出し、予備審査を受けなければならない。提出予定論文は、主指導教員、副指導教員全員の承認を得た後に提出しなければならない。
- (2) 予備審査を受けるための提出予定論文は、論文提出予定日の3ヶ月前までに提出しなければならない。
- (3) 予備審査を受けるための提出予定論文は、博士学位請求論文に準ずる完成度とする。
- (4) 予備審査で不合格となった場合、同一の論文で再度の予備審査申請は認められない。ただし、書き直した論文で新たに予備審査の申請を行うことは可能とする。
- (5) 予備審査申請については設定された期日までに行うこととする。
- (6) 申請にあたっては以下の書類等を研究科委員会に提出するものとする。
 - ① 予備審査申請書（課程博士用、研究科所定用紙）… 1通
 - ② 提出予定論文（A4版、簡易製本）… 1部
第2項(2)に準ずるものとする。完成に至っていない章・節については、執筆予定の内容や根拠となる資料等を簡条書きのメモで記載しておくこと。
 - ③ 提出予定論文の未製本のコピー（両面コピー クリップ止め）… 1部
 - ④ 論文要旨（A4版）和文… 1部
 - ⑤ 目次（書式自由）
 - ⑥ 主題に関する論文3点の現物（抜き刷り可）
 - ⑦ 「研究倫理共通セミナー」受講証明書のコピー

【審査委員会・委員】

- (1) 予備審査委員会は主指導教員・副指導教員および大学院・研究担当副学部長（大学院・研究担当副学部長が主指導教員または副指導教員の場合は、研究科教学委員会幹事）と研究科教学委員2名以上で構成する。
- (2) 大学院・研究担当副学部長は、社会学研究科教学委員の中から、適切な委員2名以上を指名する。
- (3) 予備審査は、前号に定める委員の合議で行うこととする。審査に関しては、別紙「博士論文（甲号）予備審査提出予定論文の査読確認事項」の項目を参照し行う。予備審査に合格しなければ、博士学位請求論文を提出することはできない。
- (4) 学位申請予定者は提出予定論文提出以降の進捗や本審査までの計画がわかる資料（原稿もしくはメモ）や論文の概要や結論がわかる資料（原稿もしくはメモ）を提出することができる。
- (5) 学位申請予定者は予備審査委員会に同席することができる。
- (6) 予備審査委員は学位申請予定者の本審査提出の可否について判断し、最終的に予備審査委員会で合意を得ることとする。
- (7) 審査内容については合否に関わらず研究科委員会に報告し、承認を得なければならない。

【結果の通知】

- (1) 予備審査結果については、合否に関わらず、付記事項を示した上で研究科長名で主指導教員と本人に通知することとする。

4. 博士学位授与申請

- (1) 課程博士の申請は、博士課程単位取得による退学の日から3ヶ月前までに行うものとする。
- (2) 課程博士の学位授与の申請は、博士学位請求論文の予備審査に合格した者が行うことができる。
- (3) 課程博士の学位授与の申請にあたっては、「学位規程」第19条第1号に準拠しつつ、下記の書類等を研究科に提出するものとする。

① 学位授与申請書（課程博士用、本学指定用紙）	1部
② 履歴書（本学指定用紙、ワープロ作成可）	1葉
③ 学位論文（A4版、ハードカバー製本装丁）	2部＋簡易製本2部
④ 学位論文（学位論文全文のPDFデータ）	1部
⑤ 博士論文全文のインターネット公表に関する確認シート	1部
⑥ 論文内容要約（博士論文全文をインターネット公表できない場合）	1部

※合わせて【博士論文全文にかえて「論文内容の要約」を公表するための申請書】も提出

⑦ 「立命館大学学術成果リポジトリ（R-Cube）登録承諾書」	1部
⑧ 論文目録（本学指定用紙、ワープロ作成可）	1部
⑨ 論文要旨（和・英）（A4版）	各1部
⑩ 論文要旨（和・英）（ワードデータ）	各1部

 - ⑪ 研究科が独自に提出を求めるもの
 - ・学位請求論文の未製本コピー1部（ハードカバー製本と同一のものをクリップ止めして提出すること。請求論文の審査に使用する）
 - ・「主題に関する論文3点」のリスト（所定書式）
 - ・「研究倫理共通セミナー」受講証明書のコピー（2009年度以前の入学者のみ）
- (4) 課程博士の学位授与の申請にあたっては、指導教員またはそれに代わるべき研究科所属教員の事前の了解を得ることを原則とする。
- (5) 論文博士の学位授与の申請にあたって提出すべき書類等については「学位規程」第19条第2号によるものおよび学位請求論文の要旨とするが、その他に研究科が必要な資料等の提出を求めることがある。
- (6) 学長により授与を付議されることとなる論文博士の学位授与に関して、学外からの申請にあたっては、研究科所属教員の事前の了承を得ることとする。
- (7) 論文博士の申請後、研究科長は形式要件を満たした書類と学位請求論文とその要旨が研究科に届いたことを研究科委員会で報告し、その要旨を研究科所属教員に配布し、あわせて以後審査の終了まで論文を閲覧に供する。これ以後、正式に研究科委員会で受理を議題とするまで、少なくとも2週間の期間を置くこととする。

5. 受 理

- (1) 課程博士の学位授与の申請の受理は、研究科委員会において、研究科長ないしはそれに代わるべき者からの説明を受け、2週間の学位論文閲覧期間を経た後に研究科委員会が受理する。
- (2) 複数の研究科教学委員は、当該学位論文について、別紙「博士論文（甲号）の査読確認事項」にもとづき、決められた期日までに査読を行い、当該学位論文を博士論文として受理することに対して適当であるかの判断を大学院・研究担当副学部長に提出することとする。大学院・研究担当副学部長は、提出された判断を踏まえ、研究科委員会に受理の可否について意見を行うこととする。
- (3) 論文博士の学位授与の申請について、学長から受理の付議を受けたときは、研究科委員会は研究科教学委員会の議を経て、受理の可否について意見を決定する。
- (4) 前項の決定を行うにあたって、研究科所属教員から学位論文に関する研究会の開催もしくは受理に関する意見原案の作成のための受理委員会の設置等の意見があったときは、研究科委員会において、その意見にもとづく適切な受理審査の手続きを定めるものとする。
- (5) 前項による受理委員会は、研究科所属教員3名をもって構成することとし、その委員は、審査委員会との関係

を考慮しつつ研究科委員会において選出する。委員のうち1名を主査とする。

- (6) 上記第(4)項による受理審査の手続きが定められたときは、その手続きが完了し、受理審査委員会が設置された場合においては、その委員会による受理に関する意見原案の報告を受けた後でなければ、研究科委員会は受理の可否についての意見を決定できない。

6. 審 査

- (1) 学位授与の申請を受理後、学長から学位審査の委託があれば、研究科委員会はすみやかに審査委員会を設置しなければならない。審査委員会は専攻科目および関連科目の教員3名によって組織し、うち1名を主査とする。ただし、必要があれば他の教員を加えることができる。
- (2) 学位論文の審査が開始されたときは、その審査が終了するまでの期間、当該学位論文を縦覧に供することを原則とする。
- (3) 課程博士の審査過程においては、広く研究科所属教員の意見を徴するために、審査委員会が主宰する公聴会を開催することを原則とする。
- (4) 論文博士の審査過程においては、広く意見を徴するために審査委員会が主宰する公聴会を開催することを原則とする。ただし、既に前項による研究会の開催その他の特別の理由があつて、審査委員会がその必要がないと認めたとときは、研究科委員会の承認を得て、公聴会を開催しないことができる。
- (5) 学位論文の審査過程における学位請求者の学力の確認にかかわる試験は、学位請求論文を中心とし、これに関連ある科目について試問を行うが、その実施方法は審査委員会において決定する。
- (6) 学位申請者の学力の確認にかかわる試験は、審査委員会の意見にもとづいて研究科委員会が当該申請者の業績および経歴等により確認を行いうると認めたとときは、全部または一部を免除することができる。
- (7) 課程博士の学位授与の議決については、申請後6ヵ月以内に研究科委員会において行わなければならない。
- (8) 論文博士の学位授与の議決については、申請後1年以内に研究科委員会において行わなければならない。

7. 博士論文要旨等の公表

- (1) 研究科委員会が博士学位の授与を議決し、大学院学位委員会の議を経て学長が学位を授与したとき、本大学は、授与した日から3ヶ月以内に、博士学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。また、立命館大学産業社会学会誌『立命館産業社会論集』にも公表することとする。
- (2) 博士学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表するものとする。ただし、博士学位を授与される前にインターネットの利用により既に公表したときは、この限りでない。
- (3) 前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむをえない事情がある場合には、本大学の承認を受けて、博士学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

8. 内規の改廃

この内規は必要に応じて見直しを行い、改廃については、社会学研究科委員会の議決によっておこなう。

附則

1. この内規は、2017年4月1日から施行する。
2. 2009年度以前に入学した者については「2. 課程博士学位授与の要件」(2)①③については、従前の規程に従うこととし、①については「主題に関する論文が3点程度（掲載決定済も含む）あること」とし、③については問わない。また、予備審査は課さない。